

5 保育所における委託費の運用について

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」
 (平成27年9月3日付 府子本第254号・雇児発0903第6号)〔最終改正 平成30年4月16日〕

項目	時期	様式	提出先
1. 人件費積立資産、修繕費積立資産、備品等購入積立資産の目的外使用及び本通知に基づき認められる保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所等の施設・設備に充てようとする場合。	事前に協議	様式第1	子どもすこやか部 子育て支援室 施設給付課
2. 保育所拠点区分の前期末支払資金残高を取り崩して使用する額が事業活動収入計（予算額）の3%を超える場合（自然災害その他やむを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合を除く）	事前に協議	様式第2	
3. ①本通知1の(4)による別表2の経費等への支出の合計額が、改善基礎分を超えている場合。 ②同通知1の(5)による別表3及び別表4の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合又は別表3及び別表5の経費等への支出の合計額が委託費の3か月分に相当する額を超えている場合。 ③保育所に係る拠点区分から、同通知1から4までに定める以外の支出が行われている場合。 ④委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合。 以上の①～④に当てはまる場合。	年度終了後 3か月以内に報告	様式第3	